

## 工場適地調査の見直しについて（案）

### 1. 工場適地調査の概要

工場立地の適正化を図ることを目的として、工場立地法第 2 条に基づき毎年度実施している。全国の工場適地（工業の立地に適した一団の土地）について、用地の面積・地目・地質、用水事情、周辺の産業インフラの整備状況等の具体的情報を調査（C 調査）するとともに、都道府県単位の人口・産業の趨勢、地方自治体の工場立地担当窓口等も調査（A 調査）している。調査は、都道府県の協力を受けながら、各地方経済産業局単位で実施している。

調査結果は、工場立地調査簿に登載し、経済産業省本省及び各地方経済産業局において、工場を設置しようとする事業者等の閲覧の用に供している。

### 2. 今回の見直し案

上述のとおり、工場立地調査簿は紙媒体で作成されているため、閲覧を希望する事業者等は、経済産業省本省又は各地方経済産業局に出向く必要がある。このため、実際に閲覧に訪れる者は極めて少数（年間数十件）に留まっており、十分に活用されているとは言い難い状況にある。

このため、工場を設置しようとする事業者等が容易に情報にアクセスできる環境を整備するため、このたび、調査簿情報をデータベース化し、経済産業省ホームページ上に掲載することとしたい。（平成 19 年度中を予定）

### 3. 見直しにあたっての留意事項

ホームページ上に掲載する情報は、C 調査簿記載の情報のうち主要な項目とする。ただし、地目別地番・面積一覧のような個別の土地情報に直結する情報については、例えば不動産の買い占めを目論むブローカー等が、調査の本来目的に反した用途に情報を用いる可能性を排除するため、掲載を控えることとする。



(造成実施主体名)

福島県企業局

(計画有とは、用地買収に着手しているものをさす)

7. 工業団地造成事業が行なわれる場合

造成区分	1. 造成済	2. 造成中	3. 計画有
売却可能面積	11476 百㎡	百㎡	百㎡
分譲可能年月	7年 9月	年 月	年 月

8. 土地提供可能年月 (造成団地は分譲可能年月、造成団地以外は、原則として調査年月の4月とする。)

41 43  
07年 04月

9. 売却価格

(工業用地併定価格)  
(造成用地は分譲予定価格)

地目名 老地

45  
万 千 百 十 一  
20 30 0 0 円/㎡

10. 主要都市への適地からの距離

(都市名)

(1) 最寄人口5万都市

郡山市 百 十 一  
1 2 km

(2) 最寄人口20万都市

郡山市 百 十 一  
1 2 km

11. 地盤・地質

(1) 地質

第 1 種

(2) (地耐力) N 値

54  
十 一  
2 1 0

11.(1)の地質の種類は次により記入する。

第1種：岩盤、礫砂、礫質その他主として第三紀以前の物質により構成。

第2種：砂礫層、砂まじり、硬粘土質、ローム層その他主として洪積層から構成。

第3種：第1種、第2種および第4種に属さないもの。

第4種：軟弱地盤 A：腐植土、泥土その他これに類するもので構成。沖積層(粘土を含む)で厚さが約3m以上のもの。  
B：開拓、沢などを埋立てた土地で、約3m以上の厚さで埋立て後30年未満。

11.(2) N値：標準貫入試験として63.5kgのハンマーを75cm自由落下させ30cm打込みに要する打撃回数。

(3) 杭打可能な地盤までの深さ

10 m

12. 海水利用の可否 (6の内陸・臨海の別にかかわらず利用の可否を判断する。)

(1. 可  
2. 否)  
該当  
56番号  
2

13. 工業用水道が利用できる場合

(1) 工業用水道事業名 (2) 利用可能年月 (3) 価格 (A) 使用可能量 (余裕水量)  
年 月 円/㎡ 万 千 百 十 一 ㎡/日

14. 地下水が利用できる場合(一井戸当たり)

水質 (成分およびPPM) 鉄分 0.01 (B) 取水可能量 (安全揚水量)  
万 千 百 十 一 ㎡/日  
2 0 0 0

15. 表流水、伏流水、湖沼水が利用できる場合

水質 (成分およびPPM) (水取名) (C) 既得水利権を控除した取水可能量  
万 千 百 十 一 ㎡/日

16. 淡水取水可能量 (A + B + Cの合計水量)

57 淡水取水可能量 63  
万 千 百 十 一 ㎡/日  
2 0 0 0

(表1) 1. 工場適地コード番号  
(地区コードと適地番号は表1から表4まで同じ数字を記入する。)

地区コード	適地番号	シーケンスナンバー	コントロールコード
1	4	7	8
072	041	1	※

9 15 20 25 30

2. フリガナ工場適地名  
X タムラセイブ  
田村郡

32 35 40 45 50

3. フリガナ適地所在地 (字名まで) (記入する)  
X フクシマケン タムラケン ミハルマチ 7カ4  
55 福島県 60 田村郡 65 三春町 70 深作 外 77  
7

(表2) 1. 工場適地コード番号

地区コード	適地番号	シーケンスナンバー	コントロールコード	市町村コード
1	4	7	8	9
072	041	2	※	521

14 (市外局番) 21 (市内) 24 (番号) 28 32

2. 連絡先電話番号

(1) 都道府県庁 (担当部課直通) 024 5217281

(2) 市役所・町村役場 0247 62 211/317

3. 工場適地の形状 (該当する番号を1つ選択して記入する。)

(1) 先行造成団地 (造成済・造成中の団地)  
(2) 先行造成団地 (造成計画有)  
(3) 先行造成団地ではないが、直ちに工場建設可能。(例示：市街地内の宅地、工場跡地)  
(4) 用地を取得した企業が造成・整地を必要とする。(例示：田、畑、丘陵地)  
(5) 建造物撤去を必要とする。(例示：工場、倉庫)  
(6) 用地提供者等が企業の希望に応じて造成、整地を行う。  
(7) その他手を加える必要がある。

(適地の形状) 左欄該当項目番号 33

4. 主たる土地所有者 (該当する番号を1つ選択して○印をつける。)

(1) 地方公共団体 (2) 開発公社 (3) 公団・事業団 (4) 第三セクター  
5. 会社 ( ) 6. 個人(農業) 7. 個人(非農業) 8. その他 ( )

5. 立地未決定面積 34 万 千 百 ㎡  
6 9 8 4

6. 内陸・臨海の別 (1. 内陸 (2. 臨海) 40 該当番号 /

17. 上水道が利用できる場合

(1) 上水道事業名 **三春町上水道** (2) 利用可能年月 **06年05月** (3) 価格 **220** 円/日 (A) 使用可能量(余裕水量) **4000** 日

18. 排水条件

(1) 種 別 **C 種** (2) 排水先 **水域名阿武隈川水系大老根川**

- 田 A種：公共下水道、流域下水道、都市下水路または特定公共下水道に排出。  
 B種：漁業補償のすんだ面に排水および悪水路（排水専用河川）に排出。  
 C種：漁業補償のすんでいない面、大河川または農業排水路に排出。  
 D種：小河川でそれも大河川になる前に下流で農業用水等に利用しているものに排出。  
 E種：上水道源の上流等D以上の排水に関して条件が厳しいもの。

(表3)

1. 工場適地コード番号

地区コード	適地番号	シケンス ナンバー	コントロール コード
1	4	7	8
072	041	3	※

2. 工場適地に最も近い  
変電所又は引込可能高圧線の電圧

(電圧千ボルト未満は切り捨て)

9 **60** 千V

3. 変電所等への距離

(適地からの距離が近い方の番号に○印をつける。)

1. **三春** 変電所 (19,000 KVA) 15 (適地からの距離)  
 2. 引込可能高圧線 ( ) KV 1000 m

4. 主要道路への距離

21 (適地からの距離)

最寄国道 **288** 号線まで **500** m

27 (適地からの距離)

高速道路名 **磐越自動車道 船引三春** I.Cまで **500** m

(供用中、年月開通予定)

33 (適地からの距離)

5. 最寄空港への距離

**福島** 空港

**25000** m

6. 最寄鉄道駅への距離

(1) 新幹線駅

(鉄道名・駅名)

**JR東北新幹線 郡山 駅**

**12000** m

(2) 通勤駅

**JR磐越東線 妻川 駅**

**1500** m

(3) 専用引込線敷設の可否

(専用引込線)

(1. 可  
2. 否) **2** 該当番号 **2**

(4) 同敷設費総額

**000000** 万円

7. 最寄港湾への距離

40 (適地からの距離)

46 (水深)

(1) 最寄港湾埠頭 (公共埠頭)

**65000** m

**1.5** m

(港名) **小名浜 港**

(1. 可  
2. 否) **2** 該当番号 **2**

**+** **1** m

(2) 専用岸壁使用の可否

(水深は1m未満を切り捨て)

8. 情報通信施設へのアクセス状況

(1) 公衆線をつかう場合の主要都市への通話料

**郡山** まで **10** 円/分

(2) 主要都市まで専用線をつかう場合の使用料

**郡山** まで **12000** 円/月

(3) インターネットプロバイダーとの接続

適地までの通話料金

**10** 円/分

プロバイダーの使用料金

**2400** 円/月

(4) 移動体通信の可否

(1. 可  
2. 否)

該当番号 **1**

9. 廃棄物処理方法

(1) 産業廃棄物の運搬の委託の可否

(1. 可  
2. 否)

該当番号

(2) 最寄最終処分場までの距離

**30000** m

(3) 最寄中間処理施設までの距離

**13000** m

(表4)

1. 工場適地コード番号

地区コード 1	適地番号 4	シーケンス ナンバー 7	コントロー ルコード 8
072	041	4	※

2. 工場適地所在地市町村人口

(所在地域人口) 9 (市町村人口)

万	千	百	十	一	万	千	百	十	一	
4	0	4	9	0	4	4	4	1	7	3

人

3. 工場適地所在地域の人口

(通勤圏に入る数市町村)

4. 地域開発法等の指定

01. 新産業都市	02. 工業調整地域	03. 低開発地域	04. 首都圏既成地	16
05. 首都圏近郊整備地域	06. 首都圏開発地域	07. 近畿圏既成地	08. 近畿圏近郊地	18
09. 近畿圏開発地域	10. 中部圏開発地域	11. 中部圏既成地	12. 豪農地域	20
13. 炭鉱地帯	14. 臨海山村	15. 遊園地	16. 農工商工業等導入地区(年)	22
17. 沖積低地	18. 工業再配置法誘導地域	19. 工業再配置法特別誘導地域	20. 高度技術工業集積地	
21. 高次機能集積地	22. 総合保養地域	23. 半島指定地域	24. 振興拠点地域	
25. 業務核都市	26. 産産集積活性化地域			

5. 土地利用基本計画関係

(国土利用計画法第9条第2項の5地域区分)  
(該当する番号を○印で囲む。2以上に該当する場合も○印をつける)

都市地域	農業地域	森林地域	自然公園地	自然保全地	白地地域
(1)	(2)	(3)	4	5	(6)

6. 都市計画関係

(1) 都市計画区分	線引都市計画区域	未線引都市計画区域	都市計画区域外	都市計画無	該当番号		
	1	2	3	4	/		
(2) 用途区分	工業	工業	準工業	特工業	未指定	調整	該当番号
	1	2	3	4	5	6	2

(3) 同上告示または指定年月日

08	年	0	月	05	日
07		12		12	

7. 建築基準法上の容積率及び建坪率

- (1) 容積率 200 %
- (2) 建坪率 160 %

8. 工場立地法上の緑地面積率及び環境施設面積率

- (1) 緑地面積率 20 %
- (2) 環境施設面積率 25 %

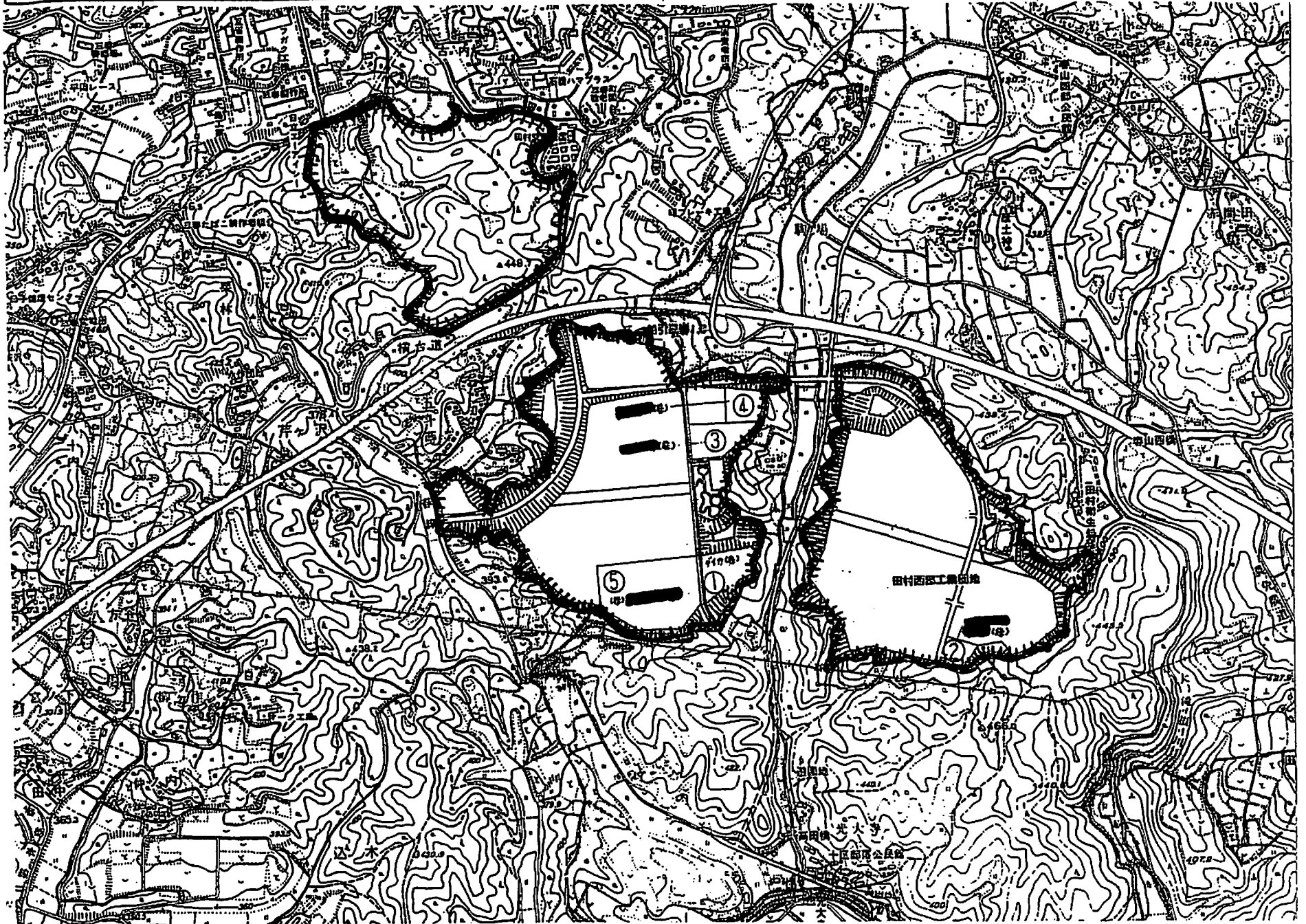
9. 工場立地法における工業団地特例の適用の可否

1. 可
2. 否

該当番号
/

地区名	栗中	酒地コード番号	072041	酒地名	田村西部
-----	----	---------	--------	-----	------

図1 工場酒地境界画定図(縮尺1/1000分の1)(立地決定企業の図面番号と位置区画を記入)



地区名	県中	適地コード番号	072041	適地名	田村西部
-----	----	---------	--------	-----	------

工場適地地目別地番、面積表

平成12年度調査

大字	字	地番	参 考			大字	字	地番	参 考			大字	字	地番	参 考		
			地目	地積㎡	備 考				地目	地積㎡	備 考				地目	地積㎡	備 考
	桑作	1	山林			熊耳	大原町	3-3	雑種地			熊耳	大原町	49	畑		
		2	山林					3-4	原野					47-1	畑		
		3	山林					3-5	雑種地					49-1	山林		
		5	宅地					3-6	雑種地					49-2	山林		
5		6	雑種地					5	雑種地					56-1	山林		
		7	雑種地					8	原野					56-2	山林		
		8	池沼					10	山林					60-1	原野		
		9	山林					17-2	田					60-2	原野		
		10	宅地					20	田					61-1	山林		
10		11	雑種地					21	田					61-2	山林		
		12	山林					24	田					61-3	山林		
		18	山林					25	原野					61-4	山林		
		19	山林					25-2	山林					62	山林		
		20	宅地					26	田					70-1	山林		
15		21	雑種地					27	田					70-2	山林		
		22	雑種地					28	田					70-3	山林		
		25	池沼					29	田					71-1	山林		
		26	山林					30	田					71-2	原野		
		27	宅地					31	田					71-3	池沼		
20		28	雑種地					32	田					72-1	山林		
		29	雑種地					33	田					72-2	山林		
			計		21筆			34	田					73	山林		
								35	山林					74	山林		
								36	山林					75	山林		
25	熊耳	大原町	3-1	雑種地				38	山林					76	山林		
			3-2	雑種地													

但 1. 工場適地内の地番を表示する。 2. 全域が工場適地内有的时候は「大字〇〇の全域」の様に表示する。 3. 工場適地の境界の地番は細心の注意を払って表示する。必要に応じて地目、地積、備考に目録物を記載し、後日に個人明確に。 4. 連続地番が工場適地内有的时候は「〇〇〇-〇〇〇番地まで」の様に表示する。